

## 令和3年6月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書 (令和3年度6月補正予算等関係)

### 生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和3年6月定例会議案説明資料目次

生活環境部

### 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	( 総 括 表 ) 緑豊かな自然課	3 4
	2 歳入歳出事項別明細書		5

### 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第4号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	環境立県推進課	8
		くらしの安心推進課	9
議案第7号	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	11

### (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	環境立県推進課ほか	17
報告第4号	令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について	水環境保全課	18

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 緑豊かな自然課	1,460,907	6,400	1,467,307		<2,000> 2,000		1,200	県費負担 3,200
合計	8,892,384	6,400	8,898,784	3,200	<2,000> 2,000	0	1,200	県費負担 3,200
説明 (一般会計) 緑豊かな自然課 公園施設長寿命化事業に係る補正								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。  
備考欄の県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和3年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費  
 5 項 都市計画費  
 3 目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7369）  
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 公園施設長寿命化事業	80,000	6,400	86,400	3,200	(2,000) 2,000		1,200	県費負担 3,200
トータルコスト	82,376	7,192	89,568	(補正に係る主な業務内容) 公園施設の長寿命化計画に基づく計画的な改修・更新				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人					
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明  <b>1 事業の目的・概要</b> 県立都市公園利用者の安全・安心の確保及び公園施設長寿命化計画に基づいた機能維持を図るため、公園施設の改修・更新を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> 国の認証増に伴う増額補正 <span style="float: right;">(単位：千円)</span>								
区 分				内 容			予算額	
東郷湖羽合臨海公園（南谷地区）				複合遊具更新			6,400	

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費								
		補正前	補正額	補正後	うち生活環境部					
					補正前	補正額	補正後	5項 都市計画費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	257,808		257,808	27,475		27,475	500		500
2	給料	1,981,868		1,981,868	237,212		237,212	11,478		11,478
3	職員手当等	1,028,854		1,028,854	122,206		122,206	5,712		5,712
4	共済費	702,943		702,943	83,514		83,514	3,798		3,798
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	19,110		19,110	12,826		12,826	317		317
8	旅費	47,339		47,339	6,016		6,016	824		824
	費用弁償	12,799		12,799	2,380		2,380	131		131
	普通旅費	31,913		31,913	3,056		3,056	550		550
	特別旅費	2,627		2,627	580		580	143		143
9	交際費	100		100						
10	需用費	715,240		715,240	21,913		21,913	2,096		2,096
11	役務費	188,186		188,186	10,663		10,663	292		292
12	委託料	6,918,775	428,183	7,346,958	971,619		971,619	539,176		539,176
13	使用料及び賃借料	261,031	900	261,931	18,558		18,558	5,103		5,103
14	工事請負費	24,392,353	1,955,828	26,348,181	1,235,049	6,400	1,241,449	295,894	6,400	302,294
15	原材料費	9,526		9,526						
16	公有財産購入費	514,617	135,700	650,317						
17	備品購入費	307,271		307,271	16,635		16,635	16,503		16,503
18	負担金、補助及び交付金	6,786,724	194,250	6,980,974	721,925		721,925	87,903		87,903
19	扶助費									
20	貸付金	1,254		1,254	1,254		1,254			
21	補償、補填及び賠償金	1,154,178	344,900	1,499,078	10,584		10,584			
22	償還金、利子及び割引料	4,000		4,000						
23	投資及び出資金									
24	積立金	158,041		158,041	158,041		158,041			
25	寄附金									
26	公課費	7,874		7,874						
27	繰出金									
	予備費									
	計	45,457,092	3,059,761	48,516,853	3,655,490	6,400	3,661,890	969,596	6,400	975,996
財源	国庫支出金	13,700,328	1,581,375	15,281,703	565,918	3,200	569,118	87,827	3,200	91,027
	地方債	16,459,000	1,321,000	17,780,000	613,000	2,000	615,000	116,000	2,000	118,000
	その他	1,499,775	51,117	1,550,892	725,222		725,222	20,450		20,450
訳	一般財源	13,797,989	106,269	13,904,258	1,751,350	1,200	1,752,550	745,319	1,200	746,519

令和3年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		5項 都市計画費		
		3目 公園費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬			
2	給料	3,826		3,826
3	職員手当等	1,904		1,904
4	共済費	1,266		1,266
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	317		317
8	旅費	343		343
	費用弁償			
	普通旅費	200		200
	特別旅費	143		143
9	交際費			
10	需用費	1,496		1,496
11	役務費	132		132
12	委託料	538,941		538,941
13	使用料及び賃借料	4,361		4,361
14	工事請負費	295,894	6,400	302,294
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	16,503		16,503
18	負担金、補助及び交付金	5,110		5,110
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	870,093	6,400	876,493
財源内訳	国庫支出金	82,420	3,200	85,620
	地方債	116,000	2,000	118,000
	その他	19,819		19,819
	一般財源	651,854	1,200	653,054

令和3年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	111,856		111,856
2	給料	998,586		998,586
3	職員手当等	523,593		523,593
4	共済費	351,192		351,192
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	84,172		84,172
8	旅費	42,299		42,299
	費用弁償	8,833		8,833
	普通旅費	23,525		23,525
	特別旅費	9,941		9,941
9	交際費	100		100
10	需用費	187,131		187,131
11	役務費	49,104		49,104
12	委託料	2,111,655		2,111,655
13	使用料及び賃借料	721,223		721,223
14	工事請負費	1,744,892	6,400	1,751,292
15	原材料費	360		360
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	32,562		32,562
18	負担金、補助及び交付金	1,734,201		1,734,201
19	扶助費			
20	貸付金	16,154		16,154
21	補償、補填及び賠償金	11,584		11,584
22	償還金、利子及び割引料	400		400
23	投資及び出資金			
24	積立金	165,390		165,390
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	8,892,384	6,400	8,898,784
財源内訳	国庫支出金	2,642,179	3,200	2,645,379
	地方債	1,001,000	2,000	1,003,000
	その他	979,170		979,170
	一般財源	4,270,035	1,200	4,271,235

条 例 名 等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県石綿健康被害防止条例に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を中核市である鳥取市に移譲する。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県石綿健康被害防止条例に基づく石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理事務を鳥取市に移譲する。</p> <p>(2) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p><b>【参 考】</b></p> <p>1 鳥取県石綿健康被害防止条例の概要 石綿の飛散等に伴う県民の健康被害を防止するため、大気汚染防止法を補う本県独自の制度として、平成17年に制定・施行した。県の責務、建築物所有者の責務のほか、石綿を含有する非飛散性の建材（石綿含有成形板、石綿セメント管）の作業届の提出、作業基準順守等を義務付けている。</p> <p>2 条例の改正理由 石綿健康被害防止条例の改正（令和3年2月議会附議、令和3年4月1日施行）に伴い新設された「石綿含有材料等処理状況報告等の受理(条例第10条の2)」の事務について、中核市である鳥取市が処理するものとする。</p> <p>※石綿の飛散の恐れの高い作業を行う者は、廃棄処理する石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法を事前に知事に届け出ることとし、作業終了後にも石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告することとしている。</p> <p>※令和2年6月に大気汚染防止法が改正され、元請業者に対し、石綿除去等の作業終了後に発注者へ当該作業の結果を書面により報告することが新たに義務付けられたことから、令和3年2月の石綿健康被害防止条例の改正において、処理状況の報告とともに、発注者への報告書面の写しを知事に提出することを新たに義務付け、第10条の2を新設した。</p> <p>※鳥取市に係る事務は、従前より市に事務移譲しているため、当該報告の受理事務についても市へ移譲することを追加する。</p>



条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を中核市である鳥取市に移譲する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるものを鳥取市に移譲する。</p> <p>(2) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県版HACCP適合施設の認定等に係る一連の事務については本条例を改正し、平成30年度から当該事務処理の権限を一括して鳥取市に移譲しているが、具体的な事務を個別に規則で定めることができるよう改正を行うものである。</li> <li>・規則には、以下(1)から(7)の事務を明記することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定の更新の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(2) 認定事業者の地位の承継の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(3) 認定事業者の変更の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(4) 認定証の再交付又は書換交付の申請の受理及び知事への送付</li> <li>(5) 認定証の返納の受理及び知事への送付</li> <li>(6) 廃止の届出の受理及び知事への送付</li> <li>(7) 認定の辞退の届出の受理及び知事への送付</li> </ul> </li> </ul>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 <u>（13） 第10条の2の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理</u> （14） 略 （15） 略 （16） 略 （17） 略 （18） 略	鳥取市	10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略  （13） 略 （14） 略 （15） 略 （16） 略 （17） 略	鳥取市
略		略	
19の21 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）・（2） 略	鳥取市	19の21 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）・（2） 略	鳥取市
19の22 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	鳥取市		
<u>19の23</u> 略		<u>19の22</u> 略	
<u>19の24</u> 略		<u>19の23</u> 略	
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例																										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要                      政令に定める建築物移動等円滑化基準の一部が適用されないこととなる条例対象小規模特別特定建築物について、条例対象小規模特別特定建築物以外の特別特定建築物と同等の建築物移動等円滑化基準が適用されるよう、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日                      施行期日は、令和3年10月1日とする。</p> <p><b>【参 考】</b></p> <p>1 政令の改正                      (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」）の概要                      法では、不特定多数の者、又は主に高齢者、障がい者が利用する用途の建築物（以下「特別特定建築物」）について、床面積2,000㎡以上の新築等を行う場合は、移動等円滑化基準（バリアフリー基準）への適合を義務付けている。</p> <p>(2) 政令一部改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法では地方公共団体が条例を定めて、特別特定建築物とする用途の追加、床面積の引下げ、移動等円滑化基準を付加できるが、建築主等に負担が生じることから、条例制定が進んでいない。</li> <li>・国は、地方自治体が条例により基準適合を義務付ける建物規模の引下げを柔軟に行えるよう、基準適合を義務付ける床面積を条例で500㎡未満に引き下げた建物（条例対象小規模特別特定建築物）に適用する移動等円滑化基準を緩和した。</li> <li>・施行期日 令和3年10月1日  <b>【条例により特別特定建築物の床面積を500㎡未満に引き下げている自治体】</b>                      鳥取県、岩手県、埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県  <b>【緩和された移動等円滑化基準の概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用の便所及び駐車場から居室までの経路のバリアフリー化を免除</li> <li>・廊下等、傾斜路及び敷地内通路の幅を120cm以上から90cm以上に緩和</li> </ul> </li> </ul> <p>2 政令改正に伴う条例の改正                      鳥取県福祉のまちづくり条例は、法に基づく条例として、既に特別特定建築物の床面積500㎡未満への引下げ、用途の追加、移動等円滑化基準の付加を行っているので、政令改正後も現行条例による規制内容が維持されるよう政令で緩和された基準を移動等円滑化基準に付加する改正を行う。</p> <p>＜条例対象小規模特別特定建築物に付加するバリアフリー基準＞  <b>【廊下幅基準の例】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>法で定める基準</th> <th>条例で付加する基準</th> <th>法で定める基準</th> <th>条例で付加する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法で義務付け</td> <td>2,000㎡以上</td> <td rowspan="3">120 c m</td> <td rowspan="3">なし (法基準と同じ)</td> <td>120 c m</td> <td>なし (法基準と同じ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条例による引下げ</td> <td>500㎡以上</td> <td>90 c m</td> <td rowspan="2" style="border: 2px solid black;">+ 30 c m の基準 を付加 ⇒120cm</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正前後において条例対象小規模特別特定建築物に適用される基準に変更はない。</p>					区分		改正前		改正後		法で定める基準	条例で付加する基準	法で定める基準	条例で付加する基準	法で義務付け	2,000㎡以上	120 c m	なし (法基準と同じ)	120 c m	なし (法基準と同じ)	条例による引下げ	500㎡以上	90 c m	+ 30 c m の基準 を付加 ⇒120cm	500㎡未満	
区分		改正前		改正後																							
		法で定める基準	条例で付加する基準	法で定める基準	条例で付加する基準																						
法で義務付け	2,000㎡以上	120 c m	なし (法基準と同じ)	120 c m	なし (法基準と同じ)																						
条例による引下げ	500㎡以上			90 c m	+ 30 c m の基準 を付加 ⇒120cm																						
	500㎡未満																										

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。</p> <p>(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号 <u>（これらの規定を令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に定める基準</p> <p>(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ <u>（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）</p> <p>(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号 <u>（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に定める基準</p>	<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。</p> <p>(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準</p> <p>(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）</p> <p>(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準</p>
<p>(建築物移動等円滑化基準の付加等)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条か</u></p>	<p>(建築物移動等円滑化基準の付加等)</p> <p>第15条 略</p>

<p>ら第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。</p> <p>3 前2項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。</p> <p>(便所)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</p> <p>4・5 略</p> <p>(移動等円滑化経路)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p>	<p>2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。</p> <p>(便所)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。</p> <p>4・5 略</p> <p>(移動等円滑化経路)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p>
--	---

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ・エ 略

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでなければならない。

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1 (第14条関係)

区分		規模
公立小学校等	略	略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ・エ 略

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1 (第14条関係)

区分		規模
小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限	略	略

略			る。)で公立のもの(以下「公立小学校等」という。)		
備考 略			備考 略		
別表第2 (第15条関係)					
1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。					
(1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路					
(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路					
2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。					
(1) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。					
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。					
(3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。					
ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。					
イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。					
別表第3 (第17条関係) 略			別表第2 (第17条関係) 略		
別表第4 (第17条関係) 略			別表第3 (第17条関係) 略		
別表第5 (第17条関係) 略			別表第4 (第17条関係) 略		

別表第6 (第19条関係) 略	別表第5 (第19条関係) 略
別表第7 (第19条関係) 略	別表第6 (第19条関係) 略
別表第8 (第20条関係) 略	別表第7 (第20条関係) 略
別表第9 (第21条関係) 略	別表第8 (第21条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。



## 令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	国庫支出金	分担金及び 負担金	未収入特定財源 その他	地方債	
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	289,333,000	11,522,000					11,000,000	522,000
	2 環境衛生費	新型コロナウイルス克服緊急応援事業費	くらしの安心推進課	500,000,000	10,000,000	6,000,000					4,000,000
6 農林水産業費	3 農地費	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業費	環境立県推進課	23,546,000	5,700,000						5,700,000
		生物多様性保全事業費	緑豊かな自然課	12,875,000	5,219,000						5,219,000
		国立公園満喫プロジェクト等推進事業	緑豊かな自然課	556,214,000	414,407,700	207,205,000				207,000,000	202,700
		大山入山料実証事業費	緑豊かな自然課	5,863,000	5,863,000						5,863,000
		自然公園等管理費	緑豊かな自然課	85,946,000	44,388,733	20,116,000				19,000,000	4,920,733
		農業集落排水事業費	水環境保全課	140,143,000	52,215,000	52,215,000					
8 土木費	5 都市計画費	布勢総合運動公園機能向上推進事業費	緑豊かな自然課	80,000,000	51,993,600					51,000,000	993,600
		県立都市公園移転事業費	緑豊かな自然課	40,000,000	25,118,200	12,559,100				12,000,000	
6 住宅費	6 住宅費	公園施設長寿命化事業費	緑豊かな自然課	175,200,000	142,049,300	71,024,650				70,000,000	600,000
		都市公園維持費	緑豊かな自然課	176,031,000	23,533,400					19,000,000	4,533,400
		公営住宅整備事業費	住まいまちづくり課	842,835,000	33,500,000	15,075,000					18,425,000
生活環境部 計				2,927,986,000	825,509,933	384,194,750			389,000,000	50,979,433	

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1	資本的支出	1 建設改良費	円 719,253,000	円 590,116,631	円 15,486,951	円 3,000,000	円 8,077,937	円 4,409,014	円 113,649,418		天神川流域下水道事業幹線管渠更生工事において、施工箇所の間水水位が想定よりも高く、水位低下及びその協議調整に不測の日数を要したことによる。
		計	719,253,000	590,116,631	15,486,951	3,000,000	8,077,937	4,409,014	113,649,418		